

構造改革特別区域計画(変更案)

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

相模原市

2 構造改革特別区域の名称

相模原市新都市農業創出特区

3 構造改革特別区域の範囲

相模原市の区域のうち農業振興地域

4 構造改革特別区域の特性

当該区域は本市における農業振興地域であるが、良好な農地が存在するものの、都市化の進行や他産業への就労機会の増大に伴う農家の高齢化や担い手不足により、遊休化・荒廃化した未利用農地が相当程度存在し、農業内部ではこれらの問題が解決できない状況になっている。

一方、当該地域を含む本市は、首都圏の35～40km圏に位置し、62万人の人口や2万3千の事業所を背景として、大消費地、多様な人材、多くの販路の存在といった地域ポテンシャルを有するとともに、食に対する“新鮮・安全・安心”志向から地場農産物に対する期待、ライフスタイルや価値観の変化から自然環境の保全や新たな余暇活動の場としての農業への期待が高まっている。

特に、本市は全国主要都市の中では、唯一、事業所数・従業者数が増加した都市(平成8年調査から平成13年調査)であるなど企業活動が活発である。一方、本市が実施している市民農園事業は現在93箇所、4,294区画、市農協が平成7年から実施している援農システムの農業研修参加者も延べ253名になるなど市民の食・農業への関心が高く、新たな都市農業を展開する潜在的なポテンシャルが高い。

農業振興地域	13地区731ha
農業の状況	担い手不足...農業就業者人口1,559人(昭和45年6,414人の24%) 高齢化...農業就業者人口のうち65歳以上の者807人(52%) 未利用農地...農業振興地域731haのうち約80ha(平成2年54ha)推計)
販路	ロードサイドショップ等大型小売店舗の多数の立地や多くの商店街の存在など多様で豊富な販路が存在(69商店街、大型小売店舗(1,000㎡超)71店舗)
支援機関	「株さがみはら産業創造センター」: 地域振興整備公団・市・産業界の出資により設立。創業・新分野進出、産学連携支援を行うインキュベーター。 「相模原市農業協同組合営農センター」: 市農協の組織。営農支援、農業研修、農地利用調整を専門に行う。 「相模原商工会議所」: 地域の総合経済団体。小規模事業者の経営相談等を行う。

5 構造改革特別区域計画の意義

本計画は、本市の特性・資源を活かした中で、構造改革特別区域法における規制の特例措置を講ずることと併せて関連事業の推進を図ることによって、市民の食と農への理解を醸成するとともに、法人や個人の農業分野への新規参入の機運を高め、未利用農地を活用した民間の知恵と工夫による「アグリビジネス」を活発化させ、もって都市における「地産・地発・地工・地消の農業」を実現化する。

結果として、農業内部では解消が困難な農地の遊休化・荒廃化に対応するとともに、食に対する新鮮・安全・安心志向や農とのふれあいなど市民の都市農業に対する期待に応え、法人や個人がいきいきと農業に参画する地域の構造改革を進め、新産業の創出と新たな雇用機会の拡大につながる。

「アグリビジネス」の定義

本計画においては、既存の農業だけではなく、農産物の開発・加工・販売、食物残さや家畜ふんの肥料・飼料化（リサイクル）、農業の観光化、農業研修事業、市民農園のステップアップなど関連事業を広く含めたものとしている。

「地産・地発・地工・地消の農業」の定義

本計画においては、市民と農業・工業・商業の地域産業の連携により、地域で生産された農畜産物を地域で開発・加工を行い、地域で販売・消費することをいう。

6 構造改革特別区域計画の目標

都市における「地産・地発・地工・地消の農業」を行う「新都市農業の創出」の実現化を本計画の目標とする。

本目標を達成するため、地域の専門機関の支援の下、「市民の食と農への理解の醸成」・「法人や個人の農業分野への新規参入の促進」・「農業・食品加工業・流通業等の異業種連携と産学連携の促進」・「環境保全型農業の促進」の4つの基礎的な取組みを行うとともに、目標達成を加速化するためのモデル事業を実施する。事業の実現にあたっては、構造改革特別区域法に基づく規制の特例措置の改正と合わせて、段階的に実施する。

(1) 目標達成に向けての基礎的な取組み

ア 市民の食と農への理解の醸成

地域の農産物の提供、情報発信

…「直売センター」・「産直レストラン」による地場農産物や特産品の販売、PR等

余暇・レクリエーション農業

…「参加型観光牧場・観光農園」、「農畜産物加工体験工房」・
「市民農園」による市民の余暇・レクリエーションに対
する多様なニーズに応じた農業へのふれあいと体験機会
の拡充

イ 法人や個人の農業分野への新規参入の促進

法人の新規参入促進

…「さがみはらブランドの農畜産物生産のための畜産・耕
種農業」や「参加型観光牧場・観光農園」等の促進

個人（市民）の新規参入促進

…「ステップアップ市民農園」等の促進

「ステップアップ市民農園」の定義

本計画においては、現行法制度の下での市民農園（趣味等により農産物栽培を希望する者に対する市からの小区画の農地の貸し付け）から、小規模ながらも農地を自ら取得して農業を始める市民版の農業経営をいう。

いわゆる「定年帰農希望者」の増大を背景として、農業研修卒業者や市民農園の規模拡大希望者等の参入が見込まれる。

耕作地の規模でいえば、市民農園（市賃貸事業）20 m² 市民農園（県賃貸事業「中高年ホームファーマー」）100～500 m²、ステップアップ市民農園（構造改革特別区域法に基づき追加された「農地取得に際する下限面積要件緩和（10アール以上）」を活用）1,000 m²とステップアップする。

ウ 農業・食品加工業・流通業等の異業種連携と産学連携の促進

…農業者・食品加工業者・小売業者との連携による「農畜産物の加工」、「直売」、「産直レストラン」やこれらの事業者と大学・研究者とにより「新たな加工食品の共同研究・開発」等

エ 環境保全型農業の促進

資源循環型農業の促進

…専門機関や企業の新たな技術や手法の導入による、家畜ふん・食物残さの肥料化・飼料化等

減農薬・減化学肥料による農業の促進

…市農協営農センターを中心とした減農薬・減化学肥料による農業の普及・啓発、指導等

(2) 目標達成に向けての地域の推進体制

地域の専門機関等が農業分野へ参入する法人や個人に対し、経営・技術支援を行う。各々の専門機関等がその機能を効果的に発揮するよう、下記の団体を含めた関係団体、機関及び市で構成する「相模原市新都市農業創出特区推進連絡協議会（平成 15 年 7 月 28 日設置）により、相互の情報交換や支援事業の連携などを推進し、必要な条件整備を行う。

ア 相模原市農業協同組合・営農センター

...参入する法人や個人へ営農支援、農業研修、農地利用調整を専門に行う。

イ 相模原商工会議所

...農業分野への新規参入又は農業経営者と連携する商工業者の掘り起こしを行う。

ウ 株式会社さがみはら産業創造センター（SIC）

...参入する法人や個人へ新商品・新サービスの開発、経営・マーケティングのノウハウを提供する。

(3) 目標達成を加速するモデル事業

『地産・地発・地工・地消の農業』を一つに集約化したモデル事業を具体的に示すため、本市の農業公園構想の段階的な実現を図り、地域全体での波及効果を目指す。

ア 農業公園の規模

30 ヘクタール程度、1 箇所

イ 農業公園の主要な機能と事業

地域の食・農産物の提供・情報発信機能

...「直売センター」

法人・個人の農業分野への新規参入モデル機能

...「さがみはらブランドの農畜産物農場」、「ステップアップ市民農園(取得)」

余暇・レクリエーションモデル機能

...「参加型観光牧場・観光農園」、「市民農園(賃貸)」

(4) 段階的な目標実現化

ア 第 1 ステップ

現行構造改革特別区域法第 23 条の規定に基づく「農地等の特定

法人への貸付事業」により、「地産・地発・地工・地消」の先駆的
事業を実施。

オーストリッチ（ダチョウ）の飼育、観光牧場

近年、ダチョウの肉は消費者の健康志向の高まりとともに、高たんぱく・低カロリーな食材として年々その需要が高まっている。また、その消化器系の特質から、高カロリーな飼料は必要とせず、アルファルファやクローバーなどの粗飼料による飼育が可能であり、周辺の農地で発生する野菜残さを有効に活用した、低コストな飼育を行うことができる。

現在、66アールの農地を借地することによりダチョウの飼育を目指す法人が特定されている。今後は、5ヘクタールにまで飼育規模を拡大する計画であり、一部を観光農園とする計画もある。

「エッグファーム」～鶏の放し飼いによる観光・卵ひろい農場

遊休農地を利用した鶏の放し飼いをを行い、市民が有料で自由に卵拾いができる「卵ひろい農場」の開設を目指す。こうした形態は、市民の農業体感ニーズに応えるとともに、新鮮な卵の購入ができることに加え、本格的な養鶏業に比べ、比較的 low コストの農場経営が可能であると考えられる。今後関係団体等との調整を図る。

さがみはらブランドの米づくり

市内商業者が地産地消を目的に、輸送コストの省力化による低価格米の販売を目指して新規参入を検討している。本市では、生産調整の達成率が113%に達しており、その生産調整枠の他、担い手の高齢化により今後増加が見込まれる休耕田を活用したさがみはら米の生産が可能であり、当該商業者と調整予定である。

また、次の展開として、さがみはら米を使ったせんべいやパンづくりなど新たな商品開発が期待できる。

地粉を使ったうどん、そばづくり

近年のうどん、そばブームを背景に、栽培から商品展開まで行う事業者の参入を目指す。栽培だけでは困難が伴う経営も、地粉を使った「うどん」や「そば」、「パン」等への商品化まで一貫経営を行うことによる収益増を図ることが可能。また、消費者の農産物への安全性における関心の高まりを踏まえ、播種や刈り取りなどの農作業体験へ市民（消費者）を参加させることにより、農作業の労働力を確保するだけでなく、市民（消費者）参加型の魅力ある事業展開を図ることが可能である。今後、関係団体等との

調整を図る。

イ 第2ステップ

構造改革特別区域法に基づき追加された「農地の権利取得に際する下限面積要件緩和（10アール以上）」の規制の特例措置を活用して、「地産・地発・地工・地消」の発展型事業を展開する。

ステップアップ市民農園

現在、農地を持たない市民が農業をする場合、特定農地貸付法や市民農園整備促進法に基づく「市民農園」、あるいは農地法により30アール以上の農地を取得する以外に方法はない。しかし、「市民農園」における農業は自家消費が大部分であり、また、30アールでは規模が過大という問題がある。

遊休農地の解消に当たっては、法人の農業参入以外にも、定年後の帰農志向等を背景とした、市民の農地取得による新たな農業参入も貴重な解消策となり得る。

このため、就農意欲のある援農システム修了生や大規模区画市民農園である「中高齢ホームファーマー」の参加者等を対象に、市農協営農センターによる技術支援を強化しながら、市民の農業参入を促進する「ステップアップ市民農園」を推進するものである。

小規模観光農園

ブルーベリーやプルーンは市内農家による作付けが行なわれるようになってきたが、比較的小規模な農地でも実施が可能であり、さらに、もぎとり農園とすることにより、省力化も図れることから、集客性の高い観光農園とすることが可能である。また、担い手としては、法人はもとより援農システム修了生や中高齢ホームファーマー制度参加者を新たな担い手として期待でき、実現の可能性が高い。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

平成15年度から19年度までの本計画の実施期間において、以下2つの特定事業の実施と、本計画のモデル事業である農業公園促進事業と市民農園整備事業や援農システム事業等の実施があいまって相乗効果を引き出し、周辺を含め遊休農地約33ヘクタールの解消が期待できる。

さらにはこうした取組みが、農地の遊休化・荒廃化の対応だけでな

く、市民にとっての農業・農家とのふれあいの機会の増大及び食の安全・安心・新鮮、地域生産・地域消費等に応える新たな都市農業への転換に大きく寄与するものである。

(1) 1001 特定事業

地域農業の新たな担い手として法人・個人の育成が図られ、農業粗生産額や工事費、直売所売上高等として約100億円の増大が、雇用の創出として約1,400名が、遊休農地約30ヘクタールの解消がそれぞれ期待できる。

(2) 1006 特定事業

中高年ホームファーマー(県市民農園事業)や、援農システム事業(市農業研修講座)参加者などを中心に地域農業の担い手となる新規就農者約20名が見込まれ、その結果として、遊休農地約3ヘクタールを解消することが期待できる。

新たな農業参入者として毎年1つの特定法人を確保することを目指し、参入法人の経営規模等については、「本市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」に定める農業経営指標及び神奈川県「作物別・作型別経済性標準指標一覧」等を参考として想定を行った。また、関連事業である「農業公園整備促進事業」においては、整備事業に要する工事費の増加、整備後の直売所等による売上の増加、さらにそこで従事する職員の新規雇用が想定できる。

8 特定事業の名称

1001 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付事業

1006 農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

現在、本市の農業振興に向けた諸施策として「農地流動化事業」、「援農システム整備事業」、中高年ホームファーマーを含む「市民農園整備促進事業」、「環境保全型農業推進事業」、「農産物ブランド化事業」等を展開している。

本計画の特定事業との関連では、「農地流動化事業」においては農地の借り手への情報拡大、「援農システム整備事業」、「市民農園整備促進事業」におい

ては農家から特定法人への労働力供給の拡大などの点において密接な関連を持つ。

別紙

1 特定事業の名称

1001 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

< 特定事業の実施主体 >

相模原市農業協同組合

平成7年5月22日付けで、農業経営基盤強化促進法第4条第2項に基づく農地保有合理化法人の資格を取得。

所在地 相模原市中央6 - 10 - 10

(概要)	創立	昭和38年10月
	自己資本	325億6,760万円
	地区	相模原市の全域
	組合員数	18,169人
	役職員数	549名(役員45名、職員504名)
		平成14年2月28日現在

< 特定法人 >

市内の商工業者

特定法人による参入の促進については、相模原商工会議所等を通じてPRを行っていく予定。

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定日

4 特定事業の内容

農業従事者が減少し、遊休農地が拡大する中、「地産・地発・地工・地消の農業」を実現するため、「農業生産法人以外の法人の農業への参入を容認する規制の特例」措置を活用して、農業分野以外からの農業への参入を促し、農地利用の拡大を図るとともに、民間活力による地域ポテンシャルを活かした農業の創出と雇用機会の拡大を図り、もって「新都市農業」の実現を目指すため、以下の事業を実施する。

- ① **オーストリッチ(ダチョウ)の飼育・観光牧場**
消費者の健康志向の高まりとともに需要が高まっているダチョウの飼育
- ② **「エッグファーム」～鶏の放し飼いによる観光・卵ひろい農場**
鶏の放し飼いを行い、市民が有料で自由に卵ひろいができる農場の経営
- ③ **さがみはらブランドの米作り**
市内商業者による輸送コストの省力化等による低価格米の生産販売
- ④ **地粉を使ったうどん、そばづくり**
栽培から地粉を使った「うどん」「そば」「パン」等への商品化までの一環経営

5 当該規制の特例措置の内容

規制の特例措置の必要性や要件適合性を認めた根拠

農業者の高齢化（ 1 ）、後継者不足（ 2 ）等が進む中、農業振興地域においても農地の遊休化が年々増加する傾向にある。

現状、農業振興地域 731ha のうち 11% に当たる 81ha（ 3 ）もの農地が遊休化していると推計され、良好な農地の生産環境にも大きな影響が出ている。こうした問題には農業内部での解消が困難な状況になっていることから、農業分野以外からの新規参入が必要となっている。

- 1 相模原市認定農業者平均年齢 59 歳
65 歳以上農業就業者人口の推移

	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年
農業就業者人口	3,343 人	2,373 人	1,559 人
65 歳以上人口	1,284 人	1,163 人	807 人
/	38 %	49 %	52 %

- 2 市内農家戸数：昭和 45 年 3,533 戸 平成 12 年 1,592 戸
農業就業人口：昭和 45 年 6,414 人 平成 12 年 1,559 人
- 3 農業振興地域内遊休農地（推計）：
平成 2 年 54ha 平成 14 年 81ha

注 特定事業ごとに作成すること

別紙

1 特定事業の名称

1006 農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

農業振興地域のうち新宿・塩田地区の農用地区域（25ha）の農地の権利を取得する者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域変更計画認定日

4 特定事業の内容

農地の権利取得に際する下限面積要件の緩和の特例措置（30 a 以上を10 a 以上）を活用して、新たな担い手である市民の農業参入を促進し、本計画における第2ステップに該当する事業を展開し、「地産・地発・地工・地消」の農業をさらに進めるものとする。

1 ステップアップ市民農園

近年の定年後の帰農志向等を背景として、大規模区画市民農園の「中高年ホームファーマー制度」参加者や市農協が実施している農業研修講座修了者など就農意欲の高い市民を新規参入者として考え、市民の本格的な農業参入を促進する「ステップアップ市民農園」を推進する。

2 小規模観光農園

ブルーベリーなどは、比較的小規模な農地でも実施が可能であり、もぎ取りとすることにより省力化も図られることから、ステップアップ市民農園と同様、就農意欲の高い市民を新規参入者として考え、集客性の高い観光農園の実現を図るもの。

5 当該規制の特例措置の内容

構造改革特別区域に定める面積

- 1 区域 農業振興地域のうち新宿・塩田地区の農用地区域(25ha)
- 2 面積 10a以上(現状30a以上)

遊休農地及び効率的利用を図る必要がある農地が相当程度あると判断した根拠

農業者の高齢化(1)、後継者不足(2)等が進む中、農業振興地域においても農地の遊休化が年々増加する傾向にある。

現状、農業振興地域731ヘクタールのうち11%に当たる81ha(3)もの農地が遊休化していると推計され、良好な農地の生産環境にも大きな影響が出ている。

特に、B-4地区の25haの農用地区域においては、こうした傾向が顕著であり、市平均の2倍以上の26.4%に当たる6.6ha(4)が遊休化しており、解消策を講ずる必要性の高い地区となっている。こうした問題には農業内部での対応が困難な状況になっていることから、すでに認定を受けた法人参入の規制の特例措置に加え、個人による新規参入を現状より容易にするものである。

- 1 相模原市認定農業者平均年齢59歳
65歳以上農業就業者人口の推移

	平成2年	平成7年	平成12年
農業就業者人口	3,343人	2,373人	1,559人
65歳以上人口	1,284人	1,163人	807人
/	38%	49%	52%

- 2 市内農家戸数：昭和45年3,533戸 平成12年1,592戸
農業就業人口：昭和45年6,414人 平成12年1,559人
- 3 農業振興地域内遊休農地(推計):
平成2年54ha 平成14年81ha
- 4 平成14年度現地調査に基づく実数

農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないと認められた根拠

当該地は、部分的には連反している農地があるものの、全面積25haのうち10a未満が59.5%、さらに10a以上、30a未満が39%と、30a未満の農地が全体の98.5%を占めている。また、地権者数は149名で、平均経営面積は16aであることから、小規模農地が集合する地区となっている。

当該地における認定農業者数は、平成14年度末107名のうち10名であるが、他地区での耕作が中心のため、その所有する面積の合計は約1.7haであり、平均経営面積も小規模なものである。

また、認定農業者における利用集積状況は、現在2農業者により10筆、約1.1haが達成されているが、このうち農業生産法人が7筆、0.9ha、個人農家が3筆、0.2haと、集積面積は比較的小さいものである。さらに、今後の土地利用についても、当該地では多くを期待できる状況ではない。

次に、平成13年度に行った当該地の地権者アンケートでは、地権者149名のうちの約3分の1に当たる49名が所有農地について、「売りたい」、「貸したい」との希望があることが把握されている。

こうしたことから、農地の権利取得に際する下限面積を現在の30a以上から10a以上に引き下げても、農業上の効率的、総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れはなく、これまでは困難であった市民の本格的な農業参入を約20名程度見込むことが可能となり、農地の有効利用をさらに促進できるものと考えられる。